

紫苑会会則

第1章 総則

第1条 本会は富士市立看護専門学校同窓会紫苑会（以下「本会」という。）と称し、事務局を富士市立看護専門学校（以下「本校」という。）内に置く。（住所：富士市本市場新田 111-1）

第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて本校の発展を助成することを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校ホームページの運営に係る支援
- (2) その他、本会の目的達成のための諸事業

第3章 会員

第4条 本会は正会員、特別会員をもって達成する。

- (1) 正会員は本校卒業生とする。
- (2) 特別会員は本校正教職員とする。

第5条 正会員は入会にあたり住所・氏名等を本会に登録し、それらに変更が生じた場合は、速やかに本会（幹事）に報告する。

第4章 顧問

第6条 本会に顧問1名を置く。顧問は会長が特別会員の中から委嘱し、本会の運営に関し、適切な助言を与えるものとする。（副校長）

第5章 役員

第7条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 会計監査 | 2名 |
| (5) 幹事（連絡係） | 各学年代表 |

第8条 役員任期

- (1) 任期は、最低1年間（4月1日～翌年3月31日）とする。
- (2) 任命は、現会長の一任とし、任命された者（以下、新会長とする）は特別な理由※が無い限り、これを受諾するものとする。
- (3) 任命に際し適任者がいないと判断された場合は、任期を1年間延長する。
現会長は、延長期間内に再度、新紫苑会会長の選出・任命を行う。
- (4) 会長以下の役員を選出・任命に関しては、新会長の一任とし、任命された者は特別な理由※が無い限り、これを受諾するものとする。
- (5) 役員は特殊事業によりその任務を遂行できない場合は、役員会の承認を得なければならない。
- (6) 役員に欠員が生じた時は、役員会で補欠役員を推薦・決定し、任期は前任者の在任期間とする。

※ここでいう特別な理由とは、以下の条件に当てはまるものとする。

1. 疾病・出産等により療養が必要な者。
2. 1歳以下の幼児の育児に当たっている者。
3. 同居人の介護に当たっている者。
4. 会長として、学校行事の参加に著しく困難な地理的制約がある者。(例. 移動に際し、一般的な方法を利用しても片道3時間以上の時間を必要とする者等。)
5. その他、拒否にもっともな理由が認められる者。

第9条 本会の役員の任務は、先の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務も代行する。
- (3) 会計は本会の会計を務める。
- (4) 幹事(連絡係)は本会と会員との連絡の任にあたる。
- (5) 役員は役員会を組織し、会務の執行を務める。

第10条 新役員が選出・任命された際には、総会またはWEBにより周知する。

第6章 総会

第11条 総会は下記の事項を行う。

- (1) 予算・決算の報告及び承認
 - ア) 年1回、総会またはWEBにより周知する。
 - イ) 会員は疑義が生じた場合、役員に申し出る。
 - ウ) 会員からの申し出が多数であった場合、役員は総会を開催しその説明にあたる。
- (2) 事業報告及び承認
- (3) その他の諸事項

第12条 総会の議事

- (1) 会議の議事は原則として正会員の過半数の同意をもって議決され、賛否同数の時は議長に表決参加権を認める。
- (2) 議長の選挙は会員の過半数の同意をもって選出し、必要であれば議長は副議長を指名することができる。

第13条 役員会は適宜開催する。

- (1) 活動方針に沿い、企画・運営する。

第7章 会計

第14条 本会の会費は正会員より、終身会費1万円をもって、これにあてる。

第15条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 付則

第16条 本会則は総会において出席会員の過半数の賛同をもって改正することができる。

第17条 慶弔費を認める。但し、正会員本人が死亡した場合のみ生花を送るものとする。

附則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

平成 20年 2月 一部改正

令和 3年 4月 一部改正

令和 8年 4月 一部改正